



建設業界の社会保険未加入対策について

国土交通省は、平成 24 年 11 月に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を施行していますが、同ガイドラインにおいて、遅くとも平成 29 年度以降は、適切な保険に未加入の作業員は特段の理由がない限り、現場入場を認めないとの取扱いとすべきと書かれています。

平成 29 年に入った頃から、当事務所にもこの関係のご相談が急増し、平成 29 年 4 月加入を目途に適切な社会保険等について、急いで手続きを進めさせていただきました。ただ、ご相談を受けている中で気になったのが「適切な社会保険加入」の趣旨について少々誤った解釈をされている一部の元請け業者があり、そのために下請け業者も困惑している様子が見受けられたことです。

例えば、個人業者であり人数等も含め、社会保険は任意適用であるにも関わらず、加入しないと現場に入場できなくなる等です。

従って、ここで「適切な保険加入」について、改めて触れたいと思います。例外もあるため、本号では、建設業者の場合を前提に説明させていただきます。

【健康保険・厚生年金保険】

・事業者が法人（株式会社・有限会社等）である場合は、従業員数に関係なく健康保険・厚生年金保険とも強制適用となります。

ただ、例外として、健康保険の適用除外承認を受けて、健康保険については後述の「建設国保」に法人として加入できる場合もあります。

・個人事業の場合は、常時使用する従業員数が 5 人未満の場合は加入義務は無く（任意適用）、住所地の市町村の国民健康保険または建設業に従事する人たちのみが加入できる（通称）建設国保に加入することになります。

※法人の場合は代表者の役員 1 名のみでも強制適用となりますが、この部分と混同して、法人でも従業員数が 5 人未満であれば任意だと思われるケースも多く見受けられます。

社会保険の被保険者となる要件（原則）

- | |
|--------------------------------------|
| ① 1週間および1か月の所定労働時間が常時雇用者の4分の3以上であること |
|--------------------------------------|

なお、ある一定以上の年齢（健康保険 75 歳、厚生年金保険 70 歳）は被保険者となりません。

【雇用保険】

・個人・法人に関わらず、以下のすべての要件を満たす従業員を一人でも雇用している場合は、雇用保険の適用事業所となります。平成 29 年 1 月 1 日からは、65 歳以降に新たに雇用された場合も被保険者となることとなりました。

雇用保険の被保険者となる要件（原則）

- | |
|--------------------------|
| ② 31日以上雇用が見込まれること |
| ③ 週の所定労働時間が 20 時間以上であること |
| ④ 昼間学生ではないこと |

いかがでしょうか？紙面スペースの関係で触れられない部分もありましたが、少しでも新たにご理解いただけた部分がありましたら幸甚です。ご不明な点等ございましたらお問い合わせください。

（文責 T.I）